

成人年齢の見直しと国民年金制度の適用年齢について

《現行制度の仕組み・趣旨》

- 国民年金の適用年齢は、20歳から60歳までとされている。
- この適用年齢については、年金制度は、稼得能力を有する時期に予め保険料を拠出し、稼得能力を喪失した場合の所得保障を行う制度であるが、自営業者等の場合、就職・退職という客観的な労働能力の得喪を把握できないため、一般的な生産活動、労働活動、稼得能力等を考慮し、設定されたもの。

《各方面からの主な提案内容》

- 具体的な提案はない。なお、日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)附則第3条において「年齢満18年以上満20年未満の者」に関し、同法との整合性を図るべく「年齢」を定める公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるよう規定されている。

《提案内容のような見直しに当たって考えられる論点》

- 大学進学等が一般化している現代において、一般的な稼得能力等を考慮すれば適用年齢を何歳からとするのが適当か。
- 若年者の精神的成熟度等の観点から、引き下げるべきか否かなどが検討されている「民法の成年年齢」と「国民年金の適用年齢」との関係はどう考えるか。

《諸外国における取扱い》

○ 諸外国において強制加入となる時期について

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
強制加入となる時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳（第1号被保険者） ・ 厚生年金の被保険者となったとき 	被用者又は一定以上の収入（\$400以上）を有する自営業者となったとき	16歳以降で被用者又は自営業者となったとき	被用者又は特定の職業に従事する自営業者（弁護士、医師等）となったとき	被用者又は自営業者となったとき	一定所得（年間17,047クローネ）以上の被用者又は自営業者となったとき

【資料出所】

- ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe,2006 / The Americas,2005
- ・ The Mutual Information System on Social Protection
- ・ 先進諸国の社会保障 ①イギリス、④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ(東京大学出版会)ほか